

○ 財務省告示第三十六号  
平成二十六年一月二十七日施行規則(平成十一年大蔵省告示第十一項の規定に基づき、平成二十四年六月六日より施行する)。

國庫短期証券大臣 麻生太郎(第四百二十七回)

二 一 発行条件等を次のとおり告示する。  
二十六年一月二十七日に発行した政府短期証券の規則(平成十一年大蔵省告示第十一項の規定に基づき、平成二十四年六月六日より施行する)。

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。  
二十六年一月二十七日に発行した政府短期証券の規則(平成十一年大蔵省告示第十一項の規定に基づき、平成二十四年六月六日より施行する)。

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。  
二十六年一月二十七日に発行した政府短期証券の規則(平成十一年大蔵省告示第十一項の規定に基づき、平成二十四年六月六日より施行する)。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」にて第十項、第に「金号法」へ昭る参て札發によ下競争は受けるも日本銀行の振替法」といふ。競争て行とし、その規定

も加、「と行の者財同一發行に付けるものとし、その規定

にご務時といふ。競争て行とし、その規定

よと大にいふ。競争て行とし、その規定

るに臣行う。競争て行とし、その規定

発応がわく。競争て行とし、その規定

行募各れ及「札わする、その規定

へ限国るび価「れる。その規定

以度債入価格とる。その規定

下額市札格競い入の規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 千 四 千 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 円 千 三 兆	面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 六 百 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 円 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
十 五	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
三 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
億 七	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
三 百 七	六 二	割 内 参 応 行	参 行
千 七	百 千	り に 加 額 募 「 加	加 と
三 百 億	十 五	当 お 者 を 價 い 。	者 い
九 十	四 百	て い ご 順 格 う 第	
万 二	八 十	る て と 次 の 。	
七 万	四	。 各 の 割 高 I	
三		申 応 り い 非	

